

平成23年度環境モニタリング計画（案）について

1 水質モニタリング計画

(1) 平成23年度水質モニタリング計画

①調査地点

別図1及び別図2-2のとおり

②調査回数及び調査項目

別表（平成23年度水質モニタリング計画表（案））のとおり

(2) 平成22年度計画との変更点

- ① 遮水壁内地下水の下流部の水質を把握するため、新たに揚水井戸3箇所（ア-37、ア-38、ア-39）の調査を行うこととします。
- ② ア-8（堰堤下流南側No.12井戸）、ア-29（県境5）、ア-25-2（県境6）は、平成21年11月に環境基準項目に追加された1,4-ジオキサンが環境基準値を超過しており、今後の濃度推移をみる必要があることから、監視強化のため調査回数を6回/年とします。
- ③ これまで調査を続けてきたア-3（水質E堰堤ヒューム管）の周辺の廃棄物が撤去されたことにより浸出水量が僅かになっており、23年度当初にヒューム管を撤去することから廃止します。
 （なお、現場からの浸出水等については、別途浸出水処理施設モニタリング調査において毎月必要な項目を調査分析しています。）

	調査地点	変更項目	調査回数	変更の理由
遮水壁内地下水	ア-37（揚水井戸DW1）	pH、鉛、砒素、VOC等	4回	遮水壁内地下水下流部の水質把握
	ア-38（揚水井戸DW2）			
	ア-39（揚水井戸DW3）	カドミウム、ダイオキシン類等	1回	
	ア-8（堰堤下流南側No.12井戸）	pH、塩化物イオン、電気伝導率、1,4-ジオキサン	4→6回	
	ア-29（県境5）	pH、塩化物イオン、1,4-ジオキサン		
ア-25-2（県境6）	1,4-ジオキサン			
遮水壁内浸出水	ア-3 （水質E堰堤ヒューム管）	（廃止地点）	4回/年→ 廃止	測定地点の廃棄物撤去及びヒューム管等の撤去

2 有害大気汚染物質モニタリング計画

(変更なし)

調査地点※	調査回数	調査項目
県境境界 (A-1a) 敷地南側 (A-1b) 敷地西側 (A-1c)	4回/年	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

※ 調査地点は別図3のとおり

3 大気汚染物質モニタリング計画

(変更なし)

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2)	4回/年 (各回連続1週間)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 風向、風速、気温、湿度

※ 調査地点は別図4のとおり

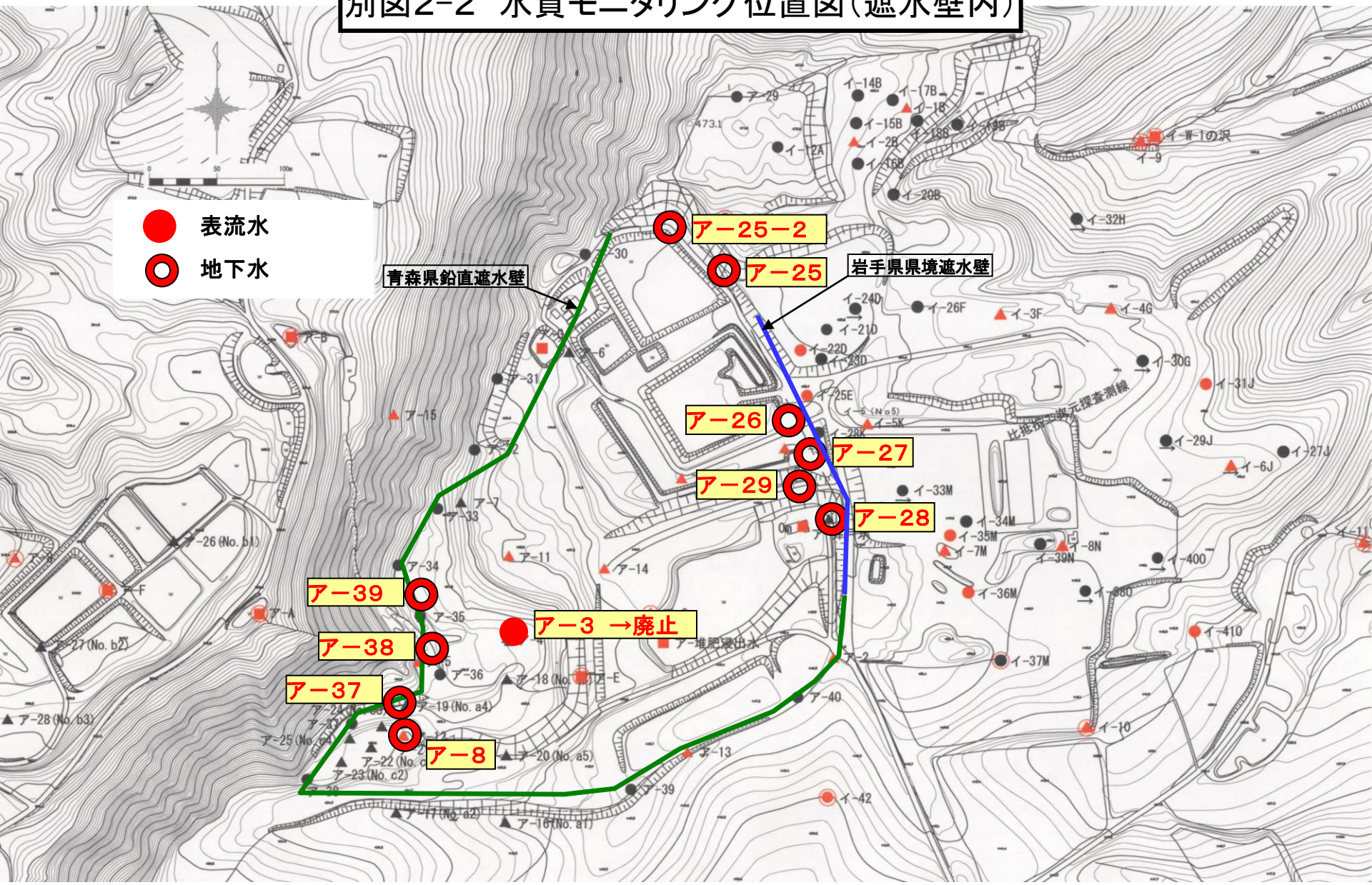
4 騒音振動モニタリング計画

(変更なし)

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2) 田子地区 (A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル (鉛直方向) 自動車交通量

※ 調査地点は別図4のとおり

別図2-2 水質モニタリング位置図(遮水壁内)



- 表流水
- 地下水

青森県鉛直遮水壁

岩手県県境遮水壁

ア-25-2

ア-25

ア-26

ア-27

ア-29

ア-28

ア-39

ア-3 → 廃止

ア-38

ア-37

ア-8

平成23年度 水質モニタリング計画表(案)

アンダーラインが昨年度からの変更

No.	測定地点名 (図番号)	採取位置	生活環境項目					健康項目																	要監視		その他				備考									
			p	B	C	S	全窒素	全リン	カドミウム	全シアン	鉛(ろ液)	砒素(ろ液)	砒素(ろ液)	総水銀	P	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス又は1,2-ジクロロエチレン※	1,3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	塩化ビニルモノマー	1,4-ジオキサン	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素		亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	トリエン	キシル	ダイオキシン類	エチルベンゼン	塩化ベンゾイル	電気伝導率
遮水壁内	1 堰堤下流南側No.12井戸(ア-8)	地下水	6					2	2	4	4	4	4	2	2	2	4	4	4	4	2	2	2	4	6	4	2	2	2	2	4	2	2	2	2	6	6			
	2 県境-1(ア-25)	地下水	6													6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6						6	6		6	6			
	3 県境-2(ア-26)	地下水	4													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						4	4		4	4			
	4 県境-3(ア-27)	地下水	4													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						4	4		4	4			
	5 県境-4(ア-28)	地下水	4													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						4	4		4	4			
	6 県境-5(ア-29)	地下水	6													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	4						4	4		4	6		
	7 県境-6(ア-25-2)	地下水	6													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	4						4	4		4	6		
	8 揚水井戸DW1(ア-37) ※	地下水	4					1	1	4		4		1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	4	4	4	4	1	4	4	4	
	9 揚水井戸DW2(ア-38) ※	地下水	4					1	1	4		4		1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	4	4	4	4	1	4	4	4	
	10 揚水井戸DW3(ア-39) ※	地下水	4					1	1	4		4		1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	4	4	4	4	1	4	4	4	
周辺	11 ラグーン脇No.8井戸(ア-6)	地下水	12							4	4	4	4			2	4	4	4	2	4	4	2	2	2	4	4	4	2	2	2	2	12	2	2	2	2	12	12	
	12 場内西側斜面No.15井戸(ア-9)	地下水	12							4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12	
	13 中央谷下流斜面(ア-10)	地下水	12							4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12	
	14 水質Dため池(ア-11)	表流水	6	4	4	4	4	4		4		4				4	6	6	6	4	6	6	4	4	4	6	6	4	4	4	4	4	6	2	2	4	2	6	6	
	15 水質①境沢末端(飯豊集落)(ア-12)	表流水	4	1	1	1	1	1		1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	
	16 水質②湧水・牧草地(ア-13)	表流水	6	4	4	4	4	4		4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6		
	17 水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)(ア-14)	表流水	6	4	4	4	4	4		4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6		
	18 放流支川下流(ア-17)	表流水	6	4	4	4	4	4		4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	2	2	4	2	12	12		
	19 杉倉川上流(BG)(ア-18)	表流水	4	1	1	1	1	1		4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4		
	20 杉倉川下流(ア-19)	表流水	4	1	1	1	1	1		4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4		
	21 境沢中流(ア-20)	表流水	6	4	4	4	4	4		6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	4	6	4	4	4	4	6	6	
	22 境沢県境(ア-21)	表流水	12	4	4	4	4	4		6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12	
	23 熊原川(飯豊橋)(ア-22)	表流水	6	4	4	4	4	4		4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	4	4		4	6	6		
	24 南側県境地下水(ア-23)	地下水	12							6	6	6	6			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	12	2	2	2	2	12	12	
	25 南側牧草地下流地下水(ア-24)	地下水	4							4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4
	26 ラグーン上流西地下水(ア-31)	地下水	6							4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6	
	27 新水道水源(ア-32)	表流水	3	1	1	1	1	1		3		3				1	3	3	3	1	3	3	1	1	1	3	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	4	水道項目1回/年	

表中の数字は調査回数。「1」は8月、「2」は8,12月、「3」は5,8,10月、「4」は5,8,10,12月、「6」は5,7,8,10,12,2月に実施(鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)を除く)。

鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)については、通常の分析で検出された場合のみ、メンブランフィルター(孔径0.45μm)でろ過した後のろ液について分析を実施。

ア-25~25-2(No.2~7)の地下水位及び電気伝導率は常時監視。ア-22(No.23)のダイオキシン類については、八戸圏域水道企業団が実施。

ア-32(No.27)については、水道水質基準50項目のうち、消毒副生成物に係る10項目及び味を除く39項目について、1回/年の調査を12月に実施。

※表流水についてはシス1,2-ジクロロエチレンを、地下水については1,2-ジクロロエチレン(シスとトランスの和)とする。

※揚水井戸の年1回の測定時は、六価クロム、チウラム、シマジン、チオベンカルブを併せて実施する。